

令和2年度公の施設目標管理型評価書【指定管理者施設用】

施設名	北区豊栄健康センター				
管理者名	新潟市社会福祉協議会	指定期間	平成30年4月1日	～	令和3年3月31日
担当課	北区健康福祉課				
所在地	新潟市北区東栄町1丁目1番地35号				
根拠法令	地域保健法				
設置条例	新潟市地域保健福祉センター条例				
施設概要	延床面積：922.42平方メートル 構造：鉄筋コンクリート造2階建（豊栄さわやか老人福祉センターの2階部分） 施設内容：栄養指導室，健康相談室，機能訓練室，会議室，保健指導室 他 建築年：平成4年4月				

施設設置目的
市民の健康の保持及び福祉の増進に資するため，北区豊栄健康センターを設置する。
管理・運営に関する基本理念，方針等
1 新潟市地域保健福祉センター条例に基づき，市民の健康の保持及び福祉の増進に資するとともに，市民の保健及び福祉活動を支援するための施設の提供。 2 公の施設管理運営の責務を認識して管理運営を行うとともに，住民サービスの向上や平等の利用が確保されること。 3 利用者や市民などの意見要望を管理運営に反映させること。 4 利用者に対し，安全及び快適な環境を提供すること。 5 新潟市個人情報保護条例に基づき，個人情報の保護を徹底するとともに，業務上知り得た情報について守秘義務を遵守すること。 6 効率的かつ効果的な管理運営を行い経費節減に努めること。 7 法令を遵守し，施設の管理運営を適切に行うこと。

視 点	評価項目	評価指標	実績	評価 ※	評価コメント ※
市 民	各種サービス別満足度	利用者アンケートで「満足が80%以上」	満足に関して100%だった	A	満足度が非常に高かった。
	苦情・要望に対する対応	苦情・要望には5営業日以内に回答したか 区への事故報告は当日行ったか	特に苦情・要望はなかった	B	
財 務	管理運営経費の削減	管理運営経費を削減するために工夫や取り組みがなされたか	経費削減を行うために、複数業者より見積り合わせを行っている	B	
	光熱水費に係る使用料の削減	電気・ガス代の経費の削減するための工夫や取り組みがなされてか	必要最低限の利用に努めた。 また、新型コロナウイルスの影響による休館で前年度比545,725円の減となった	B	
業 務	改善勧告時の対応の迅速さ・適切さ	改善内容に応じて軽易なものは即日、時間を要するもの1週間以内に改善対応	できる範囲で即日対応している	B	
	安全責任者の配置と安全管理体制の確立	市外発生時のマニュアル整備と職員への周知	想定事態と対応等についてマニュアルに盛り込んでいる	B	
	関係法令の遵守・個人情報の保護	個人情報保護・情報公開及びコンプライアンスに対する職員の周知	情報が漏れないよう指導及び書類管理、個人情報保護規定の整備	B	
	事件・事故発生時の対応の適切さ	事故発生時の対応マニュアルの整備と職員への周知	想定事態と対応等についてマニュアルに盛り込み、必要時はデイ看護師の協力がある	B	
	業務仕様書等に定める事項の遵守	その他業務仕様書等に定める事項の遵守	概ね遵守できている	B	
人 材	配置人員のミッションの理解度とスキルの習得度	職員研修を年1回以上実施	研修を1回実施、2カ月に1回管理人ミーティングを開催	A	研修会を実施し、資質向上に努めている。
	労働基準の充足	労働関係法令の遵守	ミーティングにて周知・聞き取りを行い法令順守に努めた	B	

【評価基準】

- A: 要求水準(評価指標)を達成し、かつその達成度・内容が優れている
- B: 要求水準(評価指標)が達成されている
- C: 要求水準(評価指標)が達成されていない

※評価について、「A」を付ける場合は「優れている点」を、「C」を付ける場合は「達成されていない点」を、「評価コメント」欄に明記してください。(評価指標が達成されているだけなら「B評価」で、その達成度や内容が優れていなければ「A評価」とはなりませんので、ご注意ください。)

指定管理者記載欄(アピールしたい事項・未達成項目への改善策等)

- ・新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、4～5月からは休館となり、清掃業務や光熱水費(主に水道料)の支出が抑えられた。
- ・経費削減に努めつつ、センター内の環境整備や利用者の利便性を考慮した消耗品の調達を行った。
- ・センターの拠点性を活用し、従来の相談機能の充実のため、豊栄健康センターを中心に様々なテーマによる北区民向けの「さわやか公開講座」を開催しているが、今年度は新型コロナウイルス感染拡大防止、利用者の安全性を考慮し、3回の開催となった。次年度も拠点性を活かした活動を展開する。
- ・事業積立金については、R3年度以降のセンター修繕費として積み立てるものとする。修繕等を行う際には休館や施設の一部使用禁止等が極力ないような対応を心掛け、利用者に満足していただけるよう努力する。

所 管 課 に よ る 総 合 評 価 (所 見)

管理・運営に関する基本理念、方針等を認識し適切な管理運営を行っている。また、市民からも高い評価を得ており、指定管理者として良好と評価できる。引き続き、職員の資質向上に努め、高い満足度を維持しながら、利用者サービスの提供を行っていただきたい。